

虐待かも
と思ったら☎189へ
(いちはやく)

▲子ども虐待防止の象徴「オレンジリボン」

障害者差別のないまちは 誰もが 暮らしやすいまち

こんなときバリア^(*)を感じます

私たちが暮らすまちには、障害の有無にかかわらず、性別、年齢などさまざまな人がいます。

誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合う社会（共生社会）を目指し、障害者差別解消法が制定されました。しかし、現実には、さまざまなバリアがあります。一人ひとりが社会にあるバリアから生じる困りごとや痛みに気づき、どうすればなくせるのか一緒に考え、配慮や工夫をすることが大切です。

問障害施策推進課計画推進係（☎5722-9848、FAX5722-6849）

*障害のある人にとって生活を送るうえで障壁となる事物、制度、習慣、考え方

視覚障害の場合



乗り物に乗るとき、電車やバスなどの列が進んでいることに気づけないことがあります



言葉を掛けられるとき、「そこ」「あそこ」では、方向が分かりません



「前方に看板があります」など具体的な説明をしましょう

■飲食店でできる取り組み

クロックポジション

食事の内容や皿の位置を時計の短針に例えて知らせる手段です。

肢体不自由の場合



段差があるとき、ちょっとした高さでも、車椅子の操作は大変です



高い位置の機械の操作や棚上の物を取るとき、手が届きません

「お手伝いしましょうか」と声を掛けましょう



■病院などでできる取り組み

移動が難しいかたなどの場合、会計や薬を渡す手続き等、職員が待合室の患者のところまで出向きましょう。

知的障害や発達障害の場合



知的障害などがあるからと、子どもと同様の対応をされることがあります



言葉の説明だけでは、理解しにくい場合があります

写真やイラストなどを使うと、理解しやすくなります



■店などでできる取り組み

騒いでしまうなど、待つことが難しい場合、座れる場所を用意する等の工夫で落ち着けることがあります。また、周囲のかたは、優しく見守ることも大切です。

内部障害の場合



内臓などの障害のため外見から分かってもらえない



呼吸器障害で携帯用酸素ボンベを利用していると、少量のたばこの煙でも苦しい思いをします

喫煙は、喫煙所で行うなどマナーを徹底しましょう

オストメイト

人工肛門・人工ぼうこうをつけている人を表すマークです。袋に入った排せつ物の処理で、多機能トイレを使用します。一般トイレを利用できる人はできるだけ利用を控えましょう



ヘルプマーク

外見から分からなくなても援助や配慮を必要とするかたが、周囲に知らせるマークです

障害者差別解消法
パンフレットを
配布しています



12/3～9は障害者週間 開催 障害者週間記念パネル展

区内の障害者福祉施設利用者が制作した作品などを展示します。

日時 11/28(土)～12/4(金) 8:30～17:00
(最終日は15:00まで)

会場 総合庁舎本館1階西口ロビー

中止 めぐろふれあいフェスティバル

毎年12月に開催しているめぐろふれあいフェスティバルは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の開催を中止します。

8面で、障害福祉施設の期間限定品を紹介しています